

保 護 者 様

長崎市長 鈴木 史朗
(公 印 省 略)

「不適切な保育に関する相談窓口」の開設について（お知らせ）

日頃から、長崎市の教育・保育行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。さて、全国各地の保育所等において、虐待等の不適切な保育に関する事案が発生していることから、この度、長崎市において、保護者等からのご相談に迅速に対応するため、「不適切な保育に関する相談窓口」を開設することといたしました。

なお、本相談窓口のご利用にあたりましては、保育所や認定こども園には苦情解決責任者や苦情受付担当者などが設置されていることから、まずは、通園している保育所等へご相談いただくことをご検討ください。

保育所等に直接相談しにくい内容がある場合や、相談・問い合わせでも解決しない場合には、本相談窓口をご利用ください。

「不適切な保育に関する相談窓口」の概要

1 想定される相談事例

- (1) 子ども一人一人の人格を尊重しない関わり
- (2) 物事を強要するような関わり、脅迫的な言葉かけ
- (3) 罰を与える・乱暴な関わり
- (4) 子ども一人一人の育ちや家庭環境への配慮に欠ける関わり
- (5) 差別的な関わり 等

※引用：厚生労働省「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き」

2 相談方法

電 話：095-829-1171（平日 10:00～12:00、13:00～16:00）

メール：hoikunosenseisoudan@city.nagasaki.lg.jp

郵 送：〒850-8685 長崎市魚の町4番1号

長崎市こども部幼児課「相談窓口」係

3 その他

詳細な確認が必要となりますので、相談者様の連絡先を把握したうえで対応いたします。相談者様の個人情報、相談内容は厳守し、適切に取り扱います。

